2026 年 10 月 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）
議事概要

Ⅰ. 概要

1. 会計基準アドバイザリー・フォーラム（ASAF）会議が、2026 年 10 月 1 日及び 2 日に英国（ロンドン）にて開催された[1]。ASAF 会議の主な内容は、次のとおりである。

2026 年 10 月 ASAF 会議出席メンバー

（ASAF メンバー）

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟（PAFA）	Trevor Derwin
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ（AOSSG）	Keith Kendall 他
企業会計基準委員会（ASBJ）	川西委員長、紙谷副委員長、矢野常勤委員
中国財政部会計司（MOF-ARD）	Jie Xue
オーストラリア会計基準審議会（AASB）及びニュージーランド報告審議会（XRB）	Keith Kendall、Carolyn Cordery 他
サウジ勅許職業会計士協会（SOCPA）	Gihad Alamri 他
エフラグ（EFRAG）	Sebastién Harushimana 他
フランス国家会計基準局（ANC）	Pierre Martin
ドイツ会計基準委員会（DRSC）	Sven Morich
イタリア会計基準設定主体（OIC）	Tommaso Fabi 他
英国エンドースメント審議会（UKEB）	Paul Lee 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ（GLASS）	Benjamin Gallegos 他
カナダ会計基準審議会（AcSB）	Armand Capisciolto 他
米国財務会計基準審議会（FASB）	Hillary Salo 他

（国際会計基準審議会（IASB）参加者）

Sam Woods 議長、Linda Mezon-Hutter 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

[1] 一部の ASAF メンバーはウェブ会議で参加。

2026 年 10 月 ASAF 会議の議題

議　題	予定時間	実際時間	参照ページ
償却原価測定	90 分	95 分	3
引当金 ― 的を絞った改善	75 分	50 分	10
無形資産	90 分	95 分	15
キャッシュ・フロー計算書及び関連事項	90 分	105 分	20
企業結合に関する AcSB のプロジェクト	45 分	60 分	27
リスク軽減会計	60 分	55 分	32
暗号通貨の会計処理	90 分	70 分	40
IASB テクニカル・アップデートと次回 ASAF 会議の議題	60 分	10 分	44

今後の日程（予定）

2026 年 11 月 30 日及び 12 月 1 日（ロンドン）

ASAF 会議への対応

2.　今回の ASAF 会議への対応については、企業会計基準委員会のほか ASAF 対応専門委員会、金融商品専門委員会及びディスクロージャー専門委員会において検討を行った。

II. 償却原価測定

議題の概要

3. 本セッションでは、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）における償却原価測定の要求事項の改善に関する IASB のこれまでの暫定的な決定の概要を IASB スタッフが説明した。また、条件付決済条項から生じた金融負債の測定に関して利害関係者から示された懸念に対処する最善の方法について、ASAF メンバーの意見が求められた。

4. ASAF 会議のアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）1B においては、条件付決済条項から生じた金融負債の測定に関して、次の 2 つのアプローチが示されている。

 (1) 取引価格に基づき負債を認識する（以下「アプローチ 1」という。）。

 (2) 期待値に基づき負債を認識する（以下「アプローチ 2」という。）。

5. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

 本プロジェクトにおけるこれまでの暫定決定の概要

 (1) これまで IASB で議論された論点について、質問やコメントはあるか。

 条件付決済条項から生じた金融負債の測定

 (2) IASB スタッフの見解[2]に同意するか。具体的には、条件付決済条項から生じる金融負債を当初認識時点に取引価格で測定することにより、「資本の特徴を有する金融商品プロジェクト」（以下「FICE プロジェクト」という。）における公開草案で提案された修正に関して識別された課題に対応できると考えるか。

 (3) 識別された課題によりよく対処し得る代替案はあるか。ある場合、その代替案は条件付決済条項から生じる義務を忠実に表現することに関する利害関係者の懸念にどのように対応し、財務諸表利用者に有用な情報を提供することになるか。

ASAF 会議での議論の概要

6. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（条件変更について）

(1) 条件変更の評価において定性的な要因と定量的な要因の両方を考慮すべきである点

[2] ASAF 会議の AP1B のスライド 22 に示されている。

には同意するが、10%テストは分析を補完するものであり決定的な要因とはならないとする暫定決定には同意しない。10%の閾値を超えるということは経済的実態が大幅に変化していることに関する説得力のある証拠を示しているため、その結果は定性的な要因によって覆されるべきではないと考える。そのため、2026 年 2 月の IASB ボード会議における IASB スタッフの見解のとおり、企業はまず定性的な要因を評価し、定性的評価により判断できない場合に限り、10%の閾値を用いた定量的評価を実施すべきと考える。(ASBJ)

(2) 定性的及び定量的要因の両方を考慮する原則的なアプローチを支持しており、10%テストは決定的なものではなく、補完的なものと捉えるべきである。この定量的規準と定性的規準の適用順序や相対的な重み付け、関連する要因が併存する又は相反する場合などについて、IASB から十分な適用ガイダンスが提供されることが望ましい。

(3) 10%テストは他の規準と同等の優先順位とすることが適切である。利害関係者は今回の提案に前向きであるものの、条件変更、減損、認識の中止といった異なる要素間の相互作用も含め、すべてが最終的にどのように連携するかを確認する必要がある。現段階では暫定決定があったのみであり、規定の詳細な内容を確認できないことから、適用ガイダンスも含め、規定の文案がドラフトされた後でないとこうした相互作用を確認できず、影響を検討することはできないと考える。

(4) 原則に基づくアプローチを強く支持するが、何らかのセーフガードが必要であることは否定しない。10%テストは現行実務でも十分に理解されており、機能していることから、特段の懸念は聞いていない。

(5) 全体的な方向性について支持するが、商業上の理由による条件変更については懸念がある。固定金利の貸付の早期返済オプションを借手が保有する場合、貸手は他行への借換えを防ぐため契約金利の引下げに応じざるを得ず、実質的には変動金利の貸付と同様の動きをする。このような金利の変更は、銀行の通常業務であるにもかかわらず、大幅な変更があったと判断される懸念がある。

(6) 企業向けの貸付では、早期返済により失われる将来金利を借手が補償する条項を付すことがあるが、こうした条項の追加は減損を示唆している可能性もあり、その場合にはキャッシュ・フローの見積り変動についてキャッチアップ調整を認識する方が適切であるとの指摘があった。

(7) 契約の譲渡や移転による相手先の変更についてはどのように取り扱うのか教えてほしい。また、「共通支配下の企業」は既に定義があるのか、あるいは、これから策定

する予定か。

(8) （(7)の発言に関して）我々がこれらの考慮要素で意図したのは、条件変更によって契約上のキャッシュ・フローの不確実性に変化が生じたかどうかを検討することである。「共通支配」の定義を明確にすることは意図しておらず、文案のドラフトの際には、その意図をより適切に示す表現を検討したい。（IASB スタッフ）

(9) 議論の方向性を支持するが、適用に関するコストが便益を上回らないか懸念がある。一部の銀行関係者からは、特定すべき条件変更の範囲が業務の中で明確に把握できるかどうか懸念が聞かれており、銀行やその他の企業に対して十分検証が行われたのかどうか気にしている。

(10) 我々の地域に属する法域では、国内基準の全面的な改定に際して 10%テストについて検討してきた。多くの利害関係者から定量的なテストはコストがかかり、別の手段を望む意見が聞かれたことから、定量的なテストを裏付けたり反証したりするための定性的な要因を含めることを決定した。IFRS 会計基準との差異を懸念する意見もあったことから定量的な要素も維持したが、今回の見直しは実務に大きな改善をもたらすと考えている。

(11) 金融負債については現在 10%テストが実務上決定的な役割を果たしており、10%テストを補完的なものとする今回の暫定決定は、金融負債への変更の影響が大き過ぎると考える。10%テストを実施しなければキャッシュ・フローに重要な変化があったかどうか判断できないことから、これを実施せずに結論を出すことができるとの議論には疑問がある。

(12) 条件変更に関する暫定決定については、実務に大きな影響が生じることを懸念する。例えば、保証に関する条項の削除など、従来は大幅な変更であると判断されたものであっても、暫定決定では大幅な変更と判断されない可能性もあり、今後ドラフトされる規定の文言が重要になると考える。

(13) 暫定決定を支持するが、10%基準は考慮すべき要素の一つであるべきであり、唯一の要素であってはならないと考える。

(14) 我々の法域では、債務の条件変更に関する議論において、10%テストのコストや必要性について利害関係者から懸念が聞かれていた。さらに、最近のアウトリーチにおいても、投資家からは条件変更により見直された実効金利は契約上のキャッシュ・フローとは関連性がなく意思決定に有用ではないことから、認識の中止の方が直感的に理解しやすいとの意見があった。そのため、我々の法域では、キャッシュ・フローの時

期や金額に変更があった場合、すべて「認識の中止」とすることを暫定的に決定しており、IASB の提案とは差異がさらに広がる可能性がある。

(15)財務諸表利用者からは契約金利により近い金利を望む意見があり、財務諸表作成者からは簡素化を望む意見があることから、そもそも 10%テストが必要なのか疑問である。商業的な理由による条件変更については、債務者が困難な状況に陥ったことによる譲歩に該当しない場合、すべて認識の中止とすることで問題ないのではないか。（IASB 理事）

(16)（(15)の発言に関して）資産側では信用リスクの状況を把握できるが、負債側では銀行の判断は把握できず、条件変更の理由が商業的かどうかは明確でないため、やはり10%基準はセーフガードとして必要と考える。

(17)（(16)の発言に関して）借手が貸手と同じ規準である必要はなく、借手についてはすべての条件変更を認識の中止とみなし、すべて利益として計上することも考えられる。また、10%テストにおいてはすべてのオプションと条件とされる事象が発生すると仮定することを暫定決定しているが、こうした仮定に基づく 10%テストにはバイアスが含まれており、適切なのか疑問に感じている。（IASB 理事）

(18)中小企業にとっては判断を行うことが難しく、単純に 10%テストを適用する方が容易であるが、特に境界線上のケースでは誤った結論を導き出すリスクも伴う。原則に基づく基準設定を望む一方で、多くの人にとっては単純な基準の方が扱いやすいことも理解しているため悩ましいところである。

(19)資産と負債に同じモデルが適用されるとしても、分析において重視すべき点が同一となるとは限らない。資産については定性的な評価のみにより結論を出すことが多く、負債については 10%基準が多く利用されるなど、実際に適用した際の影響は資産と負債で異なる可能性がある。（IASB 理事）

（契約上のキャッシュ・フローの見直しについて）

(20)暫定決定を支持するが、キャッシュ・フローの変動が貨幣の時間価値又は信用リスクによるものかどうかを判断することは複雑になる可能性があると懸念されるため、何らかのガイダンスを示してほしい。

(21)貨幣の時間価値については意味が明確であり、これによりキャッシュ・フローの変動があったかどうか判断することは可能と考えられるが、信用リスクによるキャッシュ・フローの変動については信用リスクに含まれる範囲が明確ではなく、明確な定義

と説明が必要と考える。

(22) キャッシュ・フローの変動が貨幣の時間価値又は信用リスクによるものかどうかという原則は明確であり、理解可能である。ただし、キャッシュ・フローの変動が複数の要因により生じる場合の適用方法は必ずしも明らかではなく、追加のガイダンスを示すことが有用と考える。

（条件付決済条項から生じた金融負債の測定について）

全体としてアプローチ 1 を支持する意見

(23) 両アプローチの長所と短所を総合的に考慮しても、我々の地域では単純であるアプローチ 1 が支持されている。ただし、アプローチ 1 においても、支払予想額が取引価格を上回る場合の対応の必要性や初日の損益が生じる場合があるのかという疑問は聞かれている。

(24) 全体としてアプローチ 1 を支持する。IASB は、これまで金融機関を中心に議論しているが、我々の法域では、銀行以外でも条件付決済条項のある負債の発行は一般的であり、今後の検討において留意してほしい。また、アプローチ 1 において、当初認識時点では取引価格は公正価値であり、主に確率加重による評価に基づくが、事後測定では最も可能性の高い単一の金額により評価され、状況に変化がなくても当初認識額と差異が生じる。これにより損益が計上されるのか明確にしてほしい。

(25) IAS 第 32 号「金融商品：表示」の考え方と整合することから、アプローチ 1 を支持する。また、このアプローチは利用者にとって最も有用な結果をもたらすものであり、我々の法域における一般的な実務を反映していると考える。

(26) 利害関係者の多くはアプローチ 1 を好んでおり、特定された課題に対処できると考える。代替案としては、アプローチ 1 を採用しつつ開示の拡充を行うか、確率的な要素を考慮することが考えられる。

(27) 我々の法域では、負債として公正価値で測定し、その変動額を各期の損益に計上することになるが、投資家からはこうした契約に発生の可能性が極めて低い要素又は極めて主観的な要素が含まれている場合には、公正価値測定は有用でないという意見が聞かれている。そのため、取引価格によるアプローチ 1 は、適切な開示が行われることを前提とすれば、要望を満たすものになり得る。

(28) 全体として、アプローチ 1 を支持する。また、条件付決済条項の性質や潜在的なエクスポージャーに関する情報を提供するという点において、開示が重要な役割を果たす

と考えている。

全体としてアプローチ 2 を支持する意見

(29) IFRS 第 9 号における公正価値測定との整合性が高いことから、引き続きアプローチ 2 を支持している。期待値の見積りや確率の加重計算が必要となることは他の会計処理でも同様であり、デメリットにはならないと考える。評価モデルにより観察可能な価格から市場が織り込んでいる確率を逆算することが可能であることから、確率を考慮して測定することは実際には難しくないとの意見も聞いている。また、透明性の欠如についても既に相当量の開示が行われており、FICE プロジェクトで拡充されることを考慮しても問題とならないと考える。

(30) 条件とされる事象の発生確率を考慮しない場合には負債を過大評価することになるが、発生確率を考慮することでこうした問題を回避できることから、短所についても理解したうえでアプローチ 2 を支持する。確かにアプローチ 2 は複雑であるが、期待値は他の多くの会計基準で既に適用されている測定方法であるため、作成者にとって大きな問題ではないと考える。

(31) アプローチ 2 が主観的であるとは一概に言えないと考える。銀行の実質的な破綻状態などは発生確率がゼロに近い状態から急激に 100%に達するため、発生確率はほとんど 0%か 100%の二択であり、実際には主観的な要素はないのではないか。

(32) ((31)の発言に関して) アプローチ 2 を採用する場合には、確率を考慮することになるため、測定結果は 0%か 100%のどちらかになるわけではなく、その間のどこかにあるはずである。そのため、測定による変動は生じるはずであり、対応が必要となるほどの重要な変動なのかが論点となる。

その他の意見

(33) もし、アプローチ 1 を採用するのであれば、我々の法域では資本規制の見直しが行われなければすべての銀行は資本規制を満たせないことになるため、規制の変更や対応のために期間が必要であり、経過措置が重要になる。また、将来に向かっての適用といった免除規定も実務的な観点からは有用と考えられる。

(34) 一部の利害関係者はアプローチ 1 を支持しているが、他の条件付の要素に類推適用されないように、このアプローチの適用範囲を明確にする必要がある。また、一部の法域では今回の提案が規制資本に影響を及ぼす可能性があり、適切な移行措置が必要となる。条件とされる事象の性質、決済金額及びエクスポージャーに関する開示の拡充

についても支持する。

(35)相反する 2 つのアプローチにはそれぞれ長所と短所があり、様々な種類の金融商品について様々な利害関係者がそれぞれ異なる主張をする中で、一貫したアプローチを採用することを前提とする場合、単一の結論を出すことが困難な状況である。

(36)我々の地域では見解が分かれており、単純であることからアプローチ 1 を支持するメンバーが多いが、支持しないメンバーの間でも異なる意見が聞かれ、状況に応じてアプローチ 1 と 2 を使い分けるべきという意見もあった。アプローチ 1 を支持する立場からは、開示の拡充を支持する意見が聞かれた。

（プロジェクトの進め方について）

(37)償却原価測定プロジェクトと FICE プロジェクトの両方において条件付決済条項から生じる負債について検討しているが、分類と測定は切り離せない問題である。条件付決済条項から生じる負債の測定について結論が出ないまま、FICE プロジェクトを進めることは避けたいところであり、プロジェクトのタイミングには留意が必要となる。

III. 引当金 ― 的を絞った改善

議題の概要

7. IASB は、2024 年 11 月 12 日に IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」（以下「IAS 第 37 号」という。）の修正を提案する公開草案「引当金―的を絞った改善（IAS 第 37 号の修正案）」（以下「ED」という。）を公表しており、現在、ED に寄せられたフィードバックへの対応の議論を進めている。

8. そのフィードバックへの対応の 1 つとして、賦課金に関する考え得る適用上の要求事項案が検討されている。具体的には、次のようなモデルである。

全般的な要求事項

過去の事象という条件に関する ED の全般的な要求事項（ED 第 14N 項）を賦課金に適用

> 過去の事象という条件は、賦課金の法制によって賦課金の支払が要求される経済的便益又は活動（関連性のある経済的便益又は活動）について、企業が経済的便益を獲得したか又は活動を実施した時点で満たされる。

2 以上の経済的便益又は活動に関連する賦課金の補強的な要求事項

複数の別個の活動が関連する ED の要求事項（ED 第 14Q 項）を置き換える。

> 賦課金の支払に関して 2 以上の別個の経済的便益又は活動が必要とされる場合、関連性のある経済的便益又は活動は、政府が賦課金を課そうとしている経済的便益又は活動を最もよく反映するものである。

9. IASB は、2026 年 5 月の IASB ボード会議において、前項のモデルを暫定決定している。また、2026 年 6 月の IASB ボード会議において、引当金プロジェクトを完了させるための計画について議論し、前項のモデルについて、大幅な意図しない結果を生じさせないであろうという証拠を求めるために、大手会計事務所の IFRS 専門家と協議を行い、それにより得られた改善案を ASAF 会議に諮ることが暫定決定されている。

10. 本セッションにおける ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

(1) 本資料第 8 項の考え得る適用上の要求事項によって、次の結果となるような賦課金が実務で見られるか。

① IFRIC 第 21 号「賦課金」（以下「IFRIC 第 21 号」という。）よりも有用性の低い情報をもたらす会計方針の適用が強制される。

② 賦課金を支払う企業間で実務に著しい不統一が生じるリスクが高い。

その場合の賦課金の名称、支払を行う企業、当該結論を導く賦課金の特徴。

(2) 考え得る適用上の要求事項による重大な意図しない影響について、(1)以外に見込まれるものがあるか。

ASAF 会議での議論の概要

11. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（質問で聞かれた賦課金の具体例）

(1) 我々の法域では、質問に該当するような具体的な賦課金等は承知していない。しかし、開発される基準は将来を見据えたものでもあるべきであり、将来に導入されるあらゆる賦課金に適用できるものでなければならないことを考えると、現行実務で見られる賦課金を対象とする質問が適切だったのかどうか、我々は疑問に思っている。(ASBJ)

(2) 賦課金の主な目的を示すために政府が用いる表現は、その性質上、明瞭さに欠けることがあるため、賦課金の支払に必要となる活動が複数ある場合に、そのような政府の表現に依存することについては、引き続き懸念を抱いている。その一例が包装税であり、必要な活動が 3 つとされる。我々の法域の作成者と協議したところ、現在の提案の解釈に従うと、現行実務よりも引当金計上が遅れる結果になる可能性があるとの声が聞かれている。しかし、我々が話を聞いた作成者 2 社はそれとは異なる見解を示しており、設例で示されているほど単純な話ではないと考える。

(3) 上限額が設定されている賦課金について、上限額に到達することを仮定して 1 年間にわたり配分するか、それとも実際に上限額に到達したときにそれ以降の認識をやめるか、異なる結果となるため、例示等が必要ではないかとの声が聞かれた。

(4) 「設例 5-中央銀行による賦課金」を、我々の法域を含む地域における単一破綻処理基金への拠出に適用する場合、議論を招く可能性がある。したがって、我々は、同じ賦課金の対象となる企業は、関連性のある活動に関して同じ結論に到達するであろうという IASB メンバーの期待を支持しており、IASB が結論の根拠にこの期待を反映することを推奨する。

(5) 我々の法域では、法律は存在するものの適用がまだ開始されていない制度として、1 年のうち 6 か月間使用されていない建物について賦課金が課される予定であり、これについて引当金を見積る場合、経営者の判断のみでよいのか、入居の申し出がなけれ

ばならないのか、一定の入居率が見込まれる場合にこれに基づいて計上するのか等、判断が求められる点に困難があると考えられる。

(6) 我々の地域で提起された事例の 1 つには、「設例 5－中央銀行の賦課金」に類似する銀行への賦課金がある。また、別の事例として、外国人労働者の雇用ライセンスに関する賦課金がある。このほか、開発業者が特定の地域で建物を建設する際に課せられる公営賃貸住宅の提供義務の事例も指摘されている。

（重大な意図しない影響）

(7) 考え得る適用上の要求事項によって、引当金の計上時期に関して経営者の裁量が拡大する可能性があり、意図しない影響があると考える。また、IASB では IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」（以下「IFRS 第 18 号」という。）に関して「IAS 第 12 号が適用される税金費用又は税金収益ではない税金又はその他の費用の表示」のプロジェクトが並行して進められているが、法人所得税ではない税金という点で賦課金と類似しているところ、外部から見る限り互いにプロジェクトが連携しているようには見えず、そのことが意図しない影響を招く可能性があると考える。さらに、排出物価格設定メカニズムやその他様々な環境賦課金は、我々の法域における多くの賦課金と同じ領域にある。こうした状況は我々の法域を含む広い地域に当てはまると考えられ、その分野全体に対するより広範な影響について検討しない限り、意図しない影響が生じることとなると考える。

(8) 複数年にわたり継続する賦課金について、毎年課される可能性が高い場合に、これを期間配分して認識すること自体には問題はないと考える。しかし、こうした配分をするという賦課金の考え方が、一時点で認識すべき他の引当金にも適用されてしまうことにならないか懸念している。

（考え得る適用上の要求事項）

(9) 法令の規定が必ずしも政府の実際の意図を反映しているとは限らないため、政府が賦課金を課す意図が何であったかを把握することは困難である。（ASBJ）

(10) 複数の経済的便益又は活動を必要とする場合に、最も重要なもの 1 つを決定することには 2 つの問題があると考えている。1 つは、企業間で異なる結論に達し、全く異なる会計処理の結果となり得ることである。もう 1 つは、既存の他の多くの会計基準と不整合となることであり、経済現象に関連するすべての事実及び状況を考慮しなければならないところ、他の状況すべてを無視して、1 つのみに焦点を当てることとなり、

一貫性を欠いている。(ASBJ)

(11)我々の地域では、これらの要求事項によって何も変わらないことに満足しているグループ、これらの要求事項によって何も変わらず、特に一定の期間にわたり認識される賦課金の拡大の要望について改善されないことに失望しているグループ及び IFRIC 第 21 号の結論を支持しており、新しい提案の影響に懸念を示すグループの 3 つに見解が分かれた。

(12)現在の提案によって、少なくとも影響を受ける業界の大半(主に銀行業界)にとって、我々の法域における現行の会計処理に重大な変更は生じないと考えているが、これまでの会計処理の継続であれば改善は少なく、プロジェクトの取組みの意義は乏しいと考える。

(13)我々の地域で得たフィードバックのほとんどは、賦課金の会計処理について、現状から大きな変更が生じることはないと考えているというものであった。

(14)我々の法域では、これらの提案を適用する際における判断の必要性が認識されており、一貫性の欠如に対する懸念が示されているものの、ある程度、時間が経過する中で合意が形成され比較可能な形に実務が落ち着くと考える。

(15)新たなガイダンスの適用はそれほど容易ではなく、IFRIC 第 21 号よりも判断を要すると考えられる。

(16)閾値が満たされているかどうかは、経営者の見積り及び判断に大きく依存するため、政策目的の達成を裏付ける証拠や、閾値に関する仮定に基づく賦課金の認識及び測定のタイミングについて、より多くの具体的な事例の提供を求める。また、業界内の比較可能性を確保するため、同じ賦課金制度の対象企業が同じ関連性のある経済的便益又は活動を識別して同じ会計上の結論に達すべきであることを明記する方がよいと考える。

(17)同じ賦課金の対象となるすべての企業が、その賦課金を一貫した方法で会計処理できるようになることが重要であると考えている。

(参考文案における設例)

(18)このプロジェクトに関する反証可能な推定に関する IASB の決定は、すべての事実と状況を考慮する他の会計基準の取扱いと一貫性を欠いていると考える。この点、例えば 1 月 1 日に課される固定資産税について、税務当局が同日に固定資産に課税を行い、年内に譲渡が行われた際に買手と売手が税額相当の金額を受け渡す場合、税額相

当分を税金とみなすべきかどうかは、関係する当事者の見方によって異なる可能性がある。しかし、設例は過度に単純化されていて、取引の忠実な表現を損なってしまうおそれがある。（ASBJ）

(19) 我々の地域の一部のメンバーは、「設例 5-中央銀行による賦課金」について懸念を示しており、提案では一時点で引当金を認識しているところ、特定の状況では、政府は年度を通じた銀行の活動に賦課金を課そうとしていると結論付ける方が適切であり、一定の期間にわたり引当金を認識する方がよいと考えている。したがって、反証可能な推定があれば、正しい結果が得られたはずであると考えている。また、「設例 4-固定資産に対する賦課金」においても同様の懸念が示されており、単一の日に賦課金全額を認識することは、年間を通じて行われる活動に関連する取引の経済的実態と不整合となる可能性があるとの見解が示された。

(20) 固定資産税について、設例は非常に参考になり、過去のものよりもはるかに明確なガイダンスを提供しているため、非常に満足しているというフィードバックを得た。

（その他）

(21) 政府が課す支払というものが数多く存在する可能性があり、排出物価格設定メカニズムに関する議論の中で考えていたのは、まさに立法を通じて表現されたこの政府の意図である。ここで示された原則を、炭素排出量に対する支払義務を負うエンドユーザーに適用することは妥当である可能性があるが、政府が支払を意図している他の分野についても、これらの原則を検証してみるべきであると考える。

(22) 排出物価格設定メカニズムの優先順位について各国基準設定主体から寄せられたフィードバックを考慮すると、本プロジェクトで引当金に関するガイダンスを実際に設定し、その後、排出物価格設定メカニズムのプロジェクトにおいてそれをさらに精緻化することは、これらの分野の一部で二度手間となる可能性があるため、過度なコストとならないようにすべきと考える。

IV. 無形資産

議題の概要

12. 本セッションでは、テストケースに基づく無形資産の定義及び認識の要求事項のいくつかの側面に関する潜在的な変更を探求するワークストリームについて、ASAF メンバーの意見が求められた。

13. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。
知的財産のライセンス供与契約についての顧客の会計処理に関して IASB が開発しているモデルについて、質問又はコメントはあるか。

ASAF 会議での議論の概要

14. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（プロジェクトの進め方）

(1) IASB スタッフは、SaaS 契約とアジャイルソフトウェア開発をテストケースとして分析し検討することで、包括的な無形資産の定義や認識規準を導き出すアプローチを採用している。しかし、伝統的なものから新しいものまであらゆる無形資産に適合する解決策は存在しないと考えられることから、すべての種類の無形資産に適用できる単一の基準を開発しようとするのではなく、IAS 第 38 号「無形資産」（以下「IAS 第 38 号」という。）が開発された時点では存在していなかった、より新しい無形資産に関する基準の開発を優先すべきである。（ASBJ）

(2) 我々の地域では、本プロジェクト及びアプローチの概念的な整合性を支持する意見が多かった。

(3) 我々の法域の利害関係者から、開発中のモデルの基礎は「財務報告に関する概念フレームワーク」（以下「概念フレームワーク」という。）及び IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）であることを理解する意見が聞かれた。特に、コンフィギュレーション及びカスタマイゼーションのコストに関して改善する可能性がある点を支持する意見が聞かれた。

(4) ソフトウェアのライセンス供与契約をもとに検討を行う IASB スタッフの分析に賛同する。一方で、知的財産のライセンス供与契約の会計処理について、モデル全体を包括的な観点から検討すべきであるとの意見が聞かれた。また、検討された事例はソフトウェアのライセンス供与契約の論点を洗い出すには単純すぎるとの意見もあった。

(5) 特定のテストケースから包括的な無形資産の原則を導くことに注力すべきであるが、それが可能なのかについては懸念が聞かれた。

(6) 我々の法域の利害関係者から、提案されたモデルによってどのような影響があるのか注目している具体的な取引として、前払サブスクリプション料、コンフィギュレーション及びカスタマイゼーションの支出、更新可能な SaaS 契約、契約に組み込まれた導入支援サービス、複数の供給者が関与する契約、プロバイダーが管理及び運営する人工知能及びその他の機能を組み込んだソフトウェア契約が挙げられた。

(7) 利害関係者は、権利を有しているからではなく、多額の支払について収益と費用を対応させるために資産計上を求めていると考えている。そのため、当該観点から概念フレームワークの改訂が必要ないかという点を検討すべきである。

（基礎となる項目）

(8) 顧客の観点から IFRS 第 15 号を参照して、契約に複数の成果物がある場合の検討を行い、成果物の束を単一の会計単位として扱うと分析している点について、実態に即しており、利用者に受け入れやすいことから、IASB スタッフの分析に賛同する。

(9) 我々の地域では、ソフトウェアのライセンス供与契約において、顧客がソフトウェアのソースコードのコピーを編集することが可能な場合が多いことから、基礎となる項目は知的財産そのものであり知的財産のコピーではないとする IASB スタッフの分析に同意しない意見が聞かれた。また、契約に複数の成果物がある場合の基礎となる項目の識別にあたって、成果物が別個のものなのかの判定を行う際に IFRS 第 15 号を根拠とすることに関して懸念する意見が聞かれた。

（顧客は何を獲得するのか）

(10) 有形資産とは異なり、無形資産は物理的実体がなく、容易に複製できる。この特徴により、支配（指図権）が存在するかの識別が困難になっている。IASB スタッフは、IFRS 第 15 号の要求事項を参照し、供給者は使用を指図する権利を保持し、顧客はアクセスする権利又はサービスを受ける権利のいずれかを獲得すると分析しているが、物理的実体のない無形資産については、使用を指図する権利を識別することは困難であり、加えて使用を指図する権利と知的財産にアクセスする権利との間の差異は必ずしも明確ではない。したがって、供給者及び顧客のそれぞれがどのような権利を保持しているかを判断することは困難である。さらに、顧客の観点からは、知的財産にアクセスする権利は、使用を指図する権利又はサービスを受ける権利と一体で識別され

ていると考えられる。このため、IASB スタッフの実施した IFRS 第 15 号の要求事項を出発点とする分析のアプローチは、SaaS 契約に関する事実関係を適切に反映したものではないと考えられる。したがって、IFRS 第 15 号の要求事項にとらわれずに、具体的な状況を分析することが重要であり、無形資産に対する支配（指図権）の有無について明らかにすべきと考える。（ASBJ）

(11) アクセスする権利を根拠として無形資産を認識する IASB スタッフの分析に賛同する。

(12) アクセスする権利とサービスを受ける権利という概念の区別が明確ではないことから、開発中のモデルの中で概念的な説明をさらに精緻化すべきである。

(13) アクセスする権利とサービスを受ける権利という概念の区別が不明確であり、実務上、適用ができるか懸念する意見が聞かれた。実務上の適用を考えると、無形資産となり得る他の権利との関係でこの概念を開発する必要がある。

(14) 契約上の権利を資産として認識する考え方を採用すると、建物の建設契約などあらゆる契約上の権利について資産計上することにならないか懸念している。

(15) SaaS 契約には様々なサービス形態が過去から存在しており、今後も増えることが見込まれるため、SaaS 契約について顧客が独占的に使用できる権利を有しているかを検討することは困難である。

(16) SaaS 契約における顧客の関与の程度は様々であることから、顧客が獲得する権利を単一の規準のみで決定することは不十分となる可能性があり、IASB が実務上の運用に即した複数の規準のガイダンスを提供することを提案する。

(17) 開発中のモデルは複雑であるという意見が聞かれた。

(18) （(17)の発言に関して）本プロジェクトの対象が複雑であるため、単純なモデルを開発することはできないと考える。（IASB 理事）

（他の IFRS 会計基準書との整合性）

(19) テストケースに基づいて開発されたモデルに関して何らかの決定を行う前に、伝統的な無形資産及び他の種類の契約においてもモデルが機能するか検証を行うべきと考える。

(20) 我々の地域では、本プロジェクトの分析過程で IFRS 第 15 号を使用することで、IFRS 第 15 号の適用への影響を懸念する意見が聞かれた。供給者に対する IFRS 第 15 号の

要求事項を変更する意図はないことを明記すること及び本プロジェクトの用語をIFRS 第 15 号で使用される用語と整合的に使用することを求める。

(21)提案されたモデルの概念的基礎をより明確にすることは便益になる可能性があると考える。例えば、利用者にとって馴染みのある IFRS 第 16 号「リース」(以下「IFRS 第 16 号」という。)で使用されている使用権モデルと類似点があるため、これと整合させることは便益になる可能性がある。

(22)使用方法及び使用目的といった事業モデルが会計処理の検討において重要であると考える。資産を使用する権利を有している場合には、使用の対象が有形か無形かにかかわらず、同じ会計処理が行われるべきである。

(23)((22)の発言に関して)無形資産は強制可能な権利及び義務の束であり、物理的実体はないため、無形資産のモデルと有形資産のモデルを整合させることの意義は乏しいと考える。(IASB 理事)

(開示)

(24)認識及び測定の議論だけでなく、開示要求の改善も進めるべきである。

(25)我々の地域の利用者からは、知的財産のライセンス供与契約について、より多くの開示につながるため無形資産を認識する方が望ましい可能性があるという意見や、無形資産を認識しない場合には追加的な開示を導入することを検討すべきであるという意見が聞かれた。

(26)本プロジェクトにおいて、開示の改善に比べて、複雑な認識のモデルを開発することに十分な便益があるのか疑問である。(IASB 理事)

(タイムライン)

(27)利害関係者からの関心が高いプロジェクトであり、早期の基準開発が期待されている一方、すべての状況に対応可能な原則ベースのモデルを開発することは困難であることから、両者のバランスが重要であると考える。

(28)新しいタイプの無形資産には非常に多様な事実パターンが存在し、検討すべき内容が多いため、検討した事実パターンが依然として有効であるうちに、適時にモデルを開発することができるのか疑問である。

(29)テストケースから包括的な無形資産の原則を導くアプローチを採るにあたって、一定の期限を設け、その時点までにテストケースから開発したモデルが無形資産の全体に

適合することを示せなければ、別のアプローチを採用すべきである。

V. キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

議題の概要

15. 本セッションでは、金融機関について考えられる変更の範囲に関するプロジェクトの進捗について、ASAF メンバーの意見が求められた。

16. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

(1) 免除の対象となる企業の決定

① 銀行及び保険会社のキャッシュ・フロー計算書が、他の非金融企業と比較して有用性が低い理由について、示された理由以外に認識しているか。

② 免除の対象とする金融機関について、規制対象であるかではなく、事業活動に基づいて決定することに同意するか。

(2) 免除の範囲を定めるためのメカニズム

① 免除の範囲を定めるメカニズムについて、示されたアプローチ[3]に意見はあるか。

例えば、

ア. 免除の範囲を定めるために活用できる IFRS 会計基準における要求事項若しくは用語又は他のフレームワーク及び基準についての提案はあるか。

イ. 列挙されたその他のフレームワーク又は基準について、何か懸念はあるか。

(3) コングロマリットに関する懸念

① 記載されている項目に加え、コングロマリットに関する懸念のうち、免除の範囲を定める際に考慮すべきものはあるか。

② 特定した懸念への対応方法について提案はあるか。

ASAF 会議での議論の概要

17. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（免除の対象となる企業の決定）

[3] ASAF 会議の AP4 のスライド 22 から 30 に示されている。

銀行及び保険会社のキャッシュ・フロー計算書の有用性

(1) 銀行及び保険会社のキャッシュ・フロー計算書は、事業活動の特性上、主要な財務諸表利用者が将来のキャッシュ・フローの見通しを評価するという財務報告の目的に照らして有用性が限定的である。一方で、銀行及び保険会社の事業活動と同様の特性は、他の種類の企業にも見られる可能性があるため、免除対象を特定業種に限定することなく、幅広い企業を検討すべきである。(ASBJ)

(2) 銀行及び保険会社のキャッシュ・フロー計算書が他の非金融企業と比較し有用性が低い理由について、IASB スタッフの分析に同意する。

(3) 我々の法域の銀行業及び保険業の利害関係者からは、特に現金収入及び支出のタイミングの特殊性、キャッシュ・フローと事業業績の乖離、資金管理と投資戦略の境界線の曖昧さ、企業間比較における課題、規制関連の開示の重視といった理由によりキャッシュ・フロー計算書の有用性が限定的であるとの意見が聞かれた。

(4) キャッシュ・フロー計算書の有用性が限定される理由としては次の理由が考えられる。我々の地域では中央銀行の預金準備率が高いが、当該預金残高が現金として分類されるかは各中央銀行によって異なるため、キャッシュ・フロー計算書の企業間比較が困難である。また、レポ取引及び銀行間取引により多額のキャッシュ・フローが生じるが、当該キャッシュ・フローは業績とはほとんど関係しない。加えて、超インフレ経済下では IAS 第 29 号「超インフレ経済下における財務報告」が適用されることからキャッシュ・フロー計算書の数値が何を意味しているかを理解することは極めて困難である。

(5) 我々の法域における調査においても、銀行のキャッシュ・フロー計算書の有用性に関しては IASB の議論で聞かれたものと同様の意見が聞かれた。一方で、保険会社のキャッシュ・フロー計算書の有用性に関しては調査の初期段階では見解が分かれており、キャッシュ・フロー計算書の一部の情報が有用であるという意見も聞かれている。

(6) 我々の法域の利害関係者からも、銀行及び保険会社のキャッシュ・フロー計算書は有用性が低いという意見が聞かれている。一方で、一定の有用性は認められることから、免除可否を判断する前に削減されるコストと有用性が低下する程度を比較検証すべきである。

(7) 銀行及び保険会社は利益ではなく負債が生じるような大規模なキャッシュ・インフローがある点が特徴であり、当該特徴がキャッシュ・フロー計算書の有用性を限定して

いると考えられる。

(8) 金融機関からは、キャッシュ・フロー計算書における営業活動、投資活動及び財務活動の区別は重要ではないという意見が聞かれている。

事業活動に基づく免除対象の決定

(9) 事業活動に焦点を当て、免除となる企業の範囲を検討するというアプローチに賛同する。(ASBJ 他)

(10) 規制は外部機関の目的や意図により変更される可能性があるため、直接的に IFRS 会計基準における免除の要件とすることは適切ではない。また、こうした取扱いは特定業種に限定した会計基準を開発することにつながる可能性があるが、IFRS 会計基準の枠組みでは業種別の会計基準を想定していないことから、規制に基づいて免除範囲を決定すべきではない。(ASBJ)

(11) 我々の法域の利害関係者からは、基本財務諸表の免除は重要事項であり、免除対象について厳格な定義が必要であるとの意見が聞かれている。したがって、法域によって異なる可能性がある規制ではなく、事業活動に基づき免除対象を決定すべきであると考えている。

(12) IFRS 会計基準には業種別ガイダンスはないが、我々の法域における会計基準には業種別ガイダンスが存在しており参考になると思われる。金融業のガイダンスの適用対象として 9 つの事業を定めており、これらは規制に基づくものではないが、その多くは規制対象となっている。

(13) 事業活動に基づいて免除対象を決定することに賛同するが、対象範囲の明確な定義が可能であるかについては強い懸念を抱いている。

(14) 規制ではなく事業活動に基づいて判断すべきとの見解に賛同するものの、規制を出発点として検討することを支持する意見も聞かれている。

(15) 事業活動で免除対象となる範囲を定める場合、免除対象が広くなりすぎる懸念があることから、規制に基づいて免除対象を決定すべきである。

(16) 投資家の観点からは特定の事業活動がキャッシュ・フローの有用性を低下させているかという点が重要であり、事業活動に基づくアプローチに賛同するものの、結論を出すには投資家との協議が重要である。

(17) 事業活動に基づいて免除対象を決定することに賛同するが、我々の地域の利害関係者

からは、規制を補足的な要素として考慮することで客観的な判断が可能になるという意見も聞かれた。

(18)実務的な観点からは、規制に基づいて免除対象を決定する方が容易であると考えられる。一方で、国際的な基準設定の観点からは、事業活動を用いて規制の対象となる企業を決定することが考えられるが、難易度は非常に高くなる。

(19)免除対象の決定にあたっては規制当局の意向が重要であるため、事業活動と規制の両方を考慮すべきである。

(20)私の経験上、ほとんどの法域において銀行は「預金を受け入れる機関」として定義されており、銀行の範囲を決定することは比較的容易であると思われる。一方で、それ以外の金融機関の範囲を決定しようとすると非常に難易度が高くなるため、銀行とそれ以外に区分して検討することも考えられる。(IASB Woods 議長)

(21)((20)の発言に対して)実際には各法域に独自の定義があり、単語が 1 つ変わるだけで解釈の余地が生じる。したがって、銀行や保険会社を包括するような別の用語を用いて対象を定義することが考えられる。

(免除の範囲を定めるためのメカニズム)

(22)免除範囲を定めるための原則を IFRS 会計基準において定めるべきである。ただし、IFRS 会計基準の目的と整合する範囲においては、例えば、反証可能な前提などの判断を適用するにあたっての証拠の 1 つとして外部の基準やフレームワークを参照することを認めうる。(ASBJ)

(23)金融機関の定義や適用範囲を定めるにあたって、IFRS 会計基準の要求事項及び用語を用いることに賛同する。

(24)複数の要素を用いて免除範囲を定義するアプローチに賛同する。

(25)バーゼル規制にはグループの観点が含まれており、連結財務諸表に関する検討を行うにあたって参考になる。

(26)銀行及び保険会社において、支払能力及び流動性に関する情報を開示することを義務付ける規制が存在する場合、当該規制も免除対象を決定する際の要因の 1 つとし、公開情報との調整や監査が可能な情報を追加的に開示すべきである。仮に規制を考慮せずに免除対象を定めると、規制情報を公表していない場合にキャッシュ・フロー情報が一切提供されなくなる懸念がある他、免除対象が意図したものより広くなる懸念や

免除規定を悪用される懸念がある。

(27) 金融機関を定義するにあたっては、預金や貸付といった要素に加えて、純損益計算書において純利息収益を表示しているかという要素も参考にできる。

(28) 世界産業分類基準及びバーゼル規制といった外部で開発されたフレームワークは、IASB の適正手続とは独立して変更される可能性があることや法域によって適用範囲が異なる可能性があることから、免除範囲を決定するにあたって補足的な情報を提供するものの、主要な根拠にはならない。

(29) 事業活動に基づいて免除対象を定める場合、例えば IFRS 第 18 号における特定の主要な事業活動を参考にすることも考えられるが、特定の主要な事業活動の解釈は容易ではないことを考慮すべきである。

（コングロマリットに関する懸念）

(30) 特定の事業活動を行う企業のキャッシュ・フロー計算書が有用でないと判断された場合、当該キャッシュ・フロー計算書の少なくとも一部は有用ではないことになるため、会計基準が有用性のない情報の作成を企業に要求することは適切ではない。したがって、特定の事業活動を行う企業のキャッシュ・フロー計算書の作成が免除される場合、コングロマリット内における当該事業活動の規模にかかわらず、その特定の事業活動に関連する部分のキャッシュ・フロー計算書についても作成が免除されるべきである。仮にコングロマリットのキャッシュ・フロー計算書の一部について作成を免除する場合、セグメント情報のような形で特定の事業活動に関連するキャッシュ・フローを除外したキャッシュ・フロー計算書を作成することにより対応することが考えられる。（ASBJ）

(31) IASB スタッフが識別したコングロマリットに関する懸念に同意する。

(32) 免除の対象を一部のコングロマリットに限定した上で、意図しない適用を防ぐため自らが免除対象のコングロマリットに該当すると判断した経緯の説明を企業に義務付けることが考えられる。また、セグメント別のキャッシュ・フローの開示を強化することも考えられるが、免除を適用する意欲を削ぐ可能性があることに留意が必要である。

(33) コングロマリットのキャッシュ・フロー計算書を作成する際、免除対象の事業を外部者として扱い、免除対象外の事業についてキャッシュ・フロー計算書を作成することが考えられる。

(34) キャッシュ・フロー計算書の一部免除は、純損益計算書及び財政状態計算書と整合しなくなることから機能しない。したがって、グループ全体として免除対象か否かを明確に判断できる基準が必要である。

(35) 規制や税務の観点から個別財務諸表の作成が義務付けられている法域においては、キャッシュ・フロー計算書の免除により連結財務諸表との不整合が生じるリスクを考慮すべきである。また、閾値を設ける場合、免除対象となるために組織構造を調整するインセンティブが生じる可能性についても留意すべきである。

(36) 我々の法域の利害関係者はキャッシュ・フロー計算書から特定の事業活動に関する部分を除外することに反対している。一方で、免除の対象を主に金融事業を営む一部のコングロマリットに限定するというアプローチに賛同している。

(37) 規制当局は、グループ内の銀行又は保険会社が占める割合に応じてグループ全体を規制対象とするかを検討しているため、免除の対象となる範囲を決めるにあたって参考にすることが考えられる。（IASB Woods 議長）

(38) 免除対象は一貫した原則に基づき決定すべきであり、コングロマリットに含まれている場合であっても同様の原則を適用すべきである。

(39) 金融業と非金融業を含むコングロマリットの財務諸表においてキャッシュ・フロー計算書が免除される場合、連結財務諸表レベルのキャッシュ・フロー情報の開示が不十分となる可能性がある。また、当該免除が先例となり他業種からの免除要請が拡大することを懸念している。

(40) コングロマリットのキャッシュ・フロー計算書について、免除の対象となる範囲は極めて狭く限定する必要があると考えられる。この点、組織再編によって構造が変化した場合においても、安定して運用可能か懸念がある。

(41) 我々の法域において、セグメント別のキャッシュ・フロー計算書は、財務諸表利用者からニーズがある一方で、財務諸表作成者からは作成することが極めて困難であるとの意見が聞かれている。

(42) （(41)の発言に対して）一部の企業にとってキャッシュ・フロー計算書の作成が困難であることは十分に理解をしているが、コングロマリットにおいてキャッシュ・フローをセグメント別に開示している事例は珍しくない。（IASB 理事）

（その他）

(43)我々の法域又は地域において、利害関係者からキャッシュ・フロー計算書の部分的な免除ではなく、完全な免除が必要であるとの意見が聞かれた。

(44)我々の地域の利害関係者からは、IFRS 会計基準において免除が認められた場合においても、一部の法域では法令又は規制によりキャッシュ・フロー計算書の作成を要求される可能性もあることから、免除によるコスト削減効果は限定的となる場合もあり得るという意見が聞かれた。

(45)キャッシュ・フロー計算書は基本財務諸表の一部であり、一度免除すると再度開示を求めることは困難であるため、免除の範囲を決定するにあたっては慎重な検討が必要である。特に規制当局を含む利害関係者と更なる協議を行う必要がある。

(46)我々の地域の金融機関は、今後予定されている IAS 第 7 号「キャッシュ・フロー計算書」の修正において金融機関を対象外とすることを要望している。

(47)免除の対象となる範囲を銀行及び金融コングロマリットに限定し、5 年後に成果を確認してから他の企業へ拡大することが考えられる。

(48)金融機関のキャッシュ・フロー計算書の有用性が限定的であるとしても、一定程度の有用性があると考えられることから安易に作成を免除すべきではない。

(49)IASB は投資家に対してキャッシュ・フロー計算書の利用に関するアンケート調査を実施しており、その結果を受けて免除範囲や追加開示を検討することを予定している。(IASB 理事)

(50)金融機関のキャッシュ・フロー計算書を免除する一方で、健全性規制に関する情報を開示するというアプローチは、我々の地域においては受け入れることができない。

(51)銀行及び保険会社以外の事業会社にとってキャッシュ・フロー計算書は非常に有用であることから、免除対象が銀行及び保険会社以外の事業会社に拡大された場合、財務諸表利用者が不満を持つ可能性がある。

(52)IFRS 会計基準においてキャッシュ・フロー計算書の免除を提案したとしても、規制当局がキャッシュ・フロー計算書の開示を要求する可能性があることから、規制当局との対話が必要である。(IASB Mezon-Hutter 副議長)

VI. 企業結合に関する AcSB のプロジェクト

議題の概要

18. 本セッションでは、IFRS 第 3 号「企業結合」（以下「IFRS 第 3 号」という。）が取得日時点及び企業結合後の期間を通じて利用者の意思決定に有用な情報を提供しているかについて、IAS 第 38 号等との相互関係も踏まえて検討した AcSB によるリサーチ結果の発表が行われた。

19. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

(1) AcSB のリサーチ結果及び所見は ASAF メンバーの法域における経験及びフィードバックと整合しているか。もし整合している場合は、どの分野が最も重要と考えられるか。

(2) AcSB は、利用者から IFRS 第 3 号の取得の会計処理による一部の結果が、利用者自身が買収を評価する方法と必ずしも整合していないとの意見を聞いている。この意見は、ASAF メンバーの法域の状況にも当てはまるか。当該質問に関して、次の質問にもご回答されたい。

① 更なる検討を行う価値のある特定の認識又は測定の要求事項はあるか。該当する場合、利用者の観点から最も重要な領域はどれか。

② 開示及び表示の要求事項を拡充することでこれらの懸念にどの程度対処できると考えるか。

③ 当該リサーチで議論された相互関係のいくつかは、IFRS 第 3 号と他の基準における取得後の会計処理の要求事項との相違を反映している。これらの相互関係は、特定の例外を設ける必要性を示唆しているか。それとも、基礎となる取得の会計モデル並びにその認識及び測定の原則について、より広範な疑問を提起しているか。

(3) 資産の取得に関するリサーチ結果は、ASAF メンバーの法域におけるフィードバックと整合しているか。懸念がある場合、最も重大な懸念は何か。

(4) 資産の取得に関する現行の測定及び開示の要求事項は、利用者に意思決定に有用な情報を提供していると考えるか。そう考えない場合、重要性のある資産の取得について、どの側面（すなわち、分類、測定、又は開示）を再検討することが最も有益か。

ASAF 会議での議論の概要

20. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（AcSB のリサーチ結果全般について）

(1) AcSB のリサーチ結果で示された懸念や経験について、我々の法域及び地域における状況と合致している。（ASBJ 他）

(2) 取引価格の配分を公正価値で行うという一般原則に多くの例外があることは、その一般原則を再検討する必要があることを示唆しているという点に我々も同意する。（ASBJ）

(3) 企業結合の分野においては、のれんに限らず、実際には認識、取得日の測定、事後測定、そしてそれらの組合せによる論点があり、これらの会計処理の結果として投資家に提供される情報の論点がある。ここで問題となるのは、こうした開示の多くが、経営者の能力や企業に対する経営者の受託責任、そして企業をどのように運営しているのかということの核心に関わっている点であると考える。このような情報は投資家にとって非常に有用であり、認識や測定の論点が結果として提供される情報をわかりにくくしている可能性があると考える。

(4) 我々が得たフィードバックでは、利用者の観点は企業結合が成功したかどうかを理解したいという点で非常に一貫していた。この領域で特に難しいのは、公正価値情報の一部は取得時には非常に有用であるものの、その後はそれほど有用ではない可能性があるという点である。

(5) 我々の法域及び地域では、取得日における会計処理（公正価値測定を含む）や取得価格の見直しの会計処理には課題があるものの、一定の有用性があるとの意見が聞かれた。

(6) 今回のリサーチ結果には非常に共感しているが、一方で取得日の取引価格の配分から得られる情報を評価している利用者も中には存在することは申し添えておく。問題となるのは、取得日に得られる情報そのものではなく、その情報によって取得日以降に何が起こっているのかが見えにくくなることであると考えている。企業結合の会計基準の問題については、既存のプロジェクトにも関わってくる可能性はあるが、次回のアジェンダ協議で検討すべき事項であると考えている。（IASB 理事）

(7) このような調査は、AcSB の調査だけに留めず、可能な限り範囲を広げることを検討すべきと考える。AcSB がこのリサーチを行った目的を教えていただきたい。

(8) （(7)の発言に関して）IFRS 第 3 号と他の会計基準書との相互関係が繰り返し問題になっていることから、全体的な視点でこれらの問題を検討し、この会計基準の根本を問い直す必要があると考えたため、今回のリサーチを行うに至った。我々は、論点の特定は行ったが解決策の提示はできておらず、解決策を検討すべきであることは理解している。

(9) 財務諸表作成者から今回のリサーチについてどのような反応があったかを教えていただきたい。（IASB 理事）

(10) （(9)の発言に関して）我々は、財務諸表利用者との対話ほど広範には行わなかったものの、財務諸表作成者と何度か対話を行った。なぜなら、普遍的とまでは言えないが、財務諸表作成者の立場からすると、取引価格の配分に必要な計算は多額のコストがかかるという前提があったためである。我々が検討したかったことの一つは、取得日に公正価値測定を行うための労力を費やしても、その情報の多くが取得日後に戻入れされるのであれば、それは財務諸表作成者にとって有用であるのかということであった。

（個別の論点について）

IFRS 第 3 号とその他の会計基準との相互関係について

(11) 我々は、今回のリサーチ結果の中で、特に、無形資産に関する資産の取得と企業結合の違い、取得日後に認識される利得及び損失に関連して IAS 第 37 号の引当金、IFRS 第 9 号に基づく予想信用損失、並びに棚卸資産との相互関係が比較的重要であると考える。棚卸資産は、取得日に公正価値測定を行うことによって利益相当額が測定に織り込まれ、取得した事業の業績トレンドを歪める可能性がある。（ASBJ）

(12) 企業結合会計の部分的な改善と会計基準全体の見直しという観点からは、部分的な改善の方がはるかに迅速かつ容易だと考える。IFRS 第 15 号に基づく企業結合で取得した契約負債については、AcSB の分析に同意する。米国会計基準はこの問題に既に対処しており、短期間で対処が可能な論点であると考える。

(13) 我々は、棚卸資産との相互関係については別の見方を持っている。事業を取得する際にその利益相当額は既に支払っているため、その後に製品を販売しても実質的に利益は生じないと考える。ただし、この問題を解決するうえで、開示は非常に有効な手段となり得ると考える。

(14) IFRS 第 9 号や IFRS 第 16 号などのいくつかの事例については、企業結合に特有の問

題ではなく、例えば個別に資産を取得したり債務を引き受けたりする場合でも、その価格設定の根拠が何であったかによっては、こうした取得日における問題に直面する可能性があると考える。

(15) 企業結合は分野横断的な論点であるため、既存の会計基準書との相互関係だけではなく、今後策定される会計基準書との相互関係も考慮する必要があると考える。したがって、IFRS 第 19 号「公的説明責任のない子会社：開示」への対応と同じような形で、企業結合も分野横断的に検討すべき事項として取り扱うべきであると考える。

(16) IFRS 第 3 号とその他の会計基準書との相互関係の問題については、我々は適用後レビュー（PIR）を通じて触れてきた。その核心にあるのは、基本的には認識及び測定における問題であると考える。（IASB 理事）

アーンアウト（条件付対価）について

(17) アーンアウト（条件付対価）の目標が達成されない場合や事業の業績が低迷している場合には、それが減損の兆候になる。そのため、減損の評価によって、アーンアウトの目標が達成されない場合でものれんの計上額が修正されない問題に対処できる可能性がある。また、開示において、アーンアウトの目標未達と減損の評価及びその結果を関連付けることもできる。

(18) アーンアウトについて、「のれんの調整が必要であるか」という点が指摘されていると認識しているが、これはのれんの再評価モデルを連想させる。これは単に企業結合に留まらない広範な問題である。

資産の取得と企業結合

(19) 我々の地域で最も意見が多く寄せられたのは、資産の取得と企業結合との間の課題に関するものであった。この 2 つの会計処理には非常に大きな違いがあり、そのような違いがあるべきなのかという根本的な疑問がある。

(20) 資産の取得と企業結合の境界については、財務諸表利用者から開示が役立つ可能性があるという意見が聞かれた。何が企業結合に該当し、何が資産の取得に該当するのかについては、どのような基準で区分しても、その境界には判断の難しい領域が生じるためである。資産の取得については、何を取得したのかについての開示要求はなく、個々の会計基準書に従うことになる。財務諸表利用者にとって重要なのはその取引の経済的実質であり、それを理解できるよう開示を設ける余地がある。

開示の拡充について

(21) 取得後の開示について、財務諸表作成者の観点から見ると、買収は数ある投資の一つに過ぎず、投資者はセグメント報告や入手可能な開示情報を考慮して事業全体を分析しているのではないかと考える。そのため、特定の投資について個別の開示を求めることには疑問がある。むしろ、例えば売上高や純利益といった主要業績指標についてのプロフォーマ情報を開示することで、投資者は事業全体ベースで今後の事業を分析できるようになるのではないかと考える。

(22) 財務諸表作成者は、取引価格の配分を実施するために既にコストをかけており、開示が追加されるとなるとコストがさらに増加することが懸念される。

今後の検討課題について

(23) 今後さらに検討できる点としては、のれんの減損の認識が遅いため有用な情報を提供していないのではないかという問題や、投資回収期間に関する情報がどのような役割を果たすのかという点が挙げられる。

VII. リスク軽減会計

議題の概要

21. 本セッションでは、IASB 公開草案「リスク軽減会計 － IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案」（以下「RMA 公開草案」という。）について、ASAF メンバーからの意見が求められた。

22. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

(1) これまでの利害関係者との対話活動を通じて収集された共通するフィードバックのテーマについて、2026 年 7 月の ASAF 会議資料で示された内容からの変更はあるか。

(2) 次の事項について追加の情報はあるか。

① IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」という。）のヘッジの要求事項を未だ適用している法域又は地域における企業の関与の度合い

② コメントレターの作成状況及び各法域又は地域において実施されたフィールドワークの結果

③ 直近のフィールドワークから得られた新たな知見

ASAF 会議での議論の概要

23. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（2026 年 7 月の ASAF 会議資料で示された内容からの変更）

<u>二重計上の懸念</u>

(1) 我々の地域の保険会社からは、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品のポートフォリオにリスク軽減会計モデル（以下「RMA モデル」という。）を適用する場合における二重計上の問題が共通するフィードバックのテーマに含まれていないことに懸念が示されており、この論点を明示する必要があると考える。

（IAS 第 39 号のヘッジ会計の要求事項を未だ適用している法域又は地域における企業の関与の度合い）

<u>IAS 第 39 号を適用している企業の関与の状況</u>

(2) 我々の法域では、IAS 第 39 号を適用している銀行が数行あるため、新たなモデルの

導入が IAS 第 39 号の廃止につながることを、機会があるごとに繰り返し周知している。

IAS 第 39 号の廃止に関する事項

(3) IAS 第 39 号の廃止を支持するものの、RMA モデルが適切に機能するための十分な時間を確保すべきである。我々は IAS 第 39 号とリスク軽減会計の並行適用を望んでおらず、十分な移行期間を設け、RMA モデルが機能することについて利害関係者の納得を得た上で、RMA モデルの発効日に IAS 第 39 号のカーブアウトを廃止することがよいと考える。

(4) 我々の法域では、IAS 第 39 号の廃止について、規模の大きい企業は RMA モデルを適用するための十分なリソースを有している一方、規模の小さい企業では実務上の負担が懸念されており、今後、追加的なアウトリーチを実施する予定である。また、我々の法域では IAS 第 39 号のカーブアウトが当初の想定よりも広く利用されているものの、規制当局もその存続を望んでおらず、十分な移行期間を設けることなどにより、可能な限りすべての企業に共通の会計上の取扱いを適用することがよいと考える。

(5) 我々の地域の一部の法域では IAS 第 39 号を適用しており、これらの法域の関係者からは IAS 第 39 号の廃止を懸念する意見が示されている。

(6) 我々の法域のすべての銀行において IAS 第 39 号が適用されていることから、RMA モデルへの移行に伴う不必要な混乱や実務上の負担を回避するため、既存の適格なヘッジ対象ポートフォリオ及びヘッジ関係について、満期まで従前のヘッジ会計の適用を継続することを認める経過措置を設けるべきとの意見が聞かれている。

（コメントレターの作成状況及び各法域又は地域で実施されたフィールドワークの結果）

コメントレターの作成状況及びフィードワークへの参加状況

(7) 我々の法域では、少数の銀行が提案された RMA モデルを用いたフィールドワークを実施しており、その作業は現在も継続している。(ASBJ)

(8) 我々の地域では、多くの銀行がフィールドワークの最終段階にいる。一部の銀行からは、既にフィードバックや予備的な結果が報告されている。他の銀行についても、今後フィールドワークの結果について説明を受ける予定である。

(9) 我々の法域では、複数の大手銀行及び最大手の保険会社がフィールドワークを実施し

ている。

(10)我々の法域では、複数の銀行がフィールドワークに参加している。

(11)我々の法域では、規模又は事業モデルの異なる銀行と複数の保険会社がフィールドワークに参加しており、今後フィールドワーク結果の報告を受ける予定である。

(12)我々の地域では、少なくとも大手銀行1行がフィールドワークを実施している。フィールドワークに参加する企業が少ないことについて、我々の地域では金利リスクと為替リスクの双方が重要であるにもかかわらず、RMA モデルの対象が金利リスクに限定されていることが理由であると考えている。

(13)我々の法域において、フィールドワークに参加する銀行は把握していないものの、RMA モデルへの関心は高く、フィールドワークの結果に注目している。

(14)我々の法域の関係者は、ヘッジ実務の変更にあまり関心を示していない。我々の法域の関係者は、現行実務において、経営者による説明や他の報告を通じて純損益の変動性を投資家に十分説明できていると考えている。

(15)我々の法域でヘッジ活動を行う企業は、現在 IFRS 第9号のヘッジ会計の要求事項と整合した要求事項を適用している。コメントレターは概ね完成しており、10 月に提出する予定である。

(16)我々の法域の関係者から協力を得られていないものの、関係者から受け取った非公式なフィードバックをとりまとめて提出することを予定している。

(17)コメントレターの作成状況及びフィールドワークについて、新たな報告できる事項はない。

（フィールドワークから得られた新たな知見）

全般的な事項

(18)フィールドワークを実施する銀行からは、リスク管理活動を財務諸表に忠実に表現するという目的を支持するものの、RMA 公開草案の一部の提案が現在のリスク管理活動と整合しておらず、リスク軽減会計プロジェクトの目的に反する結果となる可能性があることを懸念する意見が聞かれている。（ASBJ）

(19)我々の法域の関係者からは、RMA モデルが機能するか、また、どのように機能するかについて批判的なフィードバックが示されている。

(20)我々の法域又は地域の関係者からは、運用上の複雑性に対する懸念が聞かれている。

(21)我々の法域では、金融機関及び保険会社へのアウトリーチやワーキング・グループの会合を実施しており、他の ASAF メンバーから示された懸念と概ね共通する意見が聞かれている。特に、公開草案の提案内容と実際のリスク管理活動との整合を図ることが困難であるとの意見が多く聞かれているものの、フィールドワークの結果はまだ得られておらず、今後、その結果を踏まえて評価を行う予定である。

(22)我々の法域では、フィールドワークの状況から、RMA モデルを導入する方向に前向きであることが示されている。RMA 公開草案で提案されている事項についていくつかの懸念はあるものの、RMA モデルの全体的な枠組みについては概ね支持しており、可能な限り現在の提案を基礎として検討を進めることがよいと考える。

(23)我々の法域の関係者は、RMA モデルの基本的な枠組みに異論はないものの、RMA 公開草案の提案内容に対する解釈の違いから、見解が大きく分かれることがあった。他方、コメント期間が延長されたことにより、関係者の理解が深まり、RMA 公開草案の提案内容は最終的なものではなく、今後も検討が進められるものであるとの認識が広がってきている。

基礎ポートフォリオ

(24)我々の地域の関係者からは、純損益を通じて公正価値で測定する金融商品（以下「FVPL 金融商品」という。）を除外する負担が大きいとの意見が聞かれている。RMA モデルにおいて、FVPL 金融商品を除外していることに正当な理由があることは理解しているものの、企業は通常、金融資産の測定区分ではなく金利リスク・エクスポージャーに着目してリスク管理を行っており、FVPL 金融商品を除外するためにはリスク管理活動の大幅な見直しが必要となることから、FVPL 金融商品を基礎ポートフォリオに含めることを認めるかどうかについて再検討してはどうか。

(25)我々の法域又は地域では、資本に分類される金融商品について、利息やクーポンの支払が発行企業の裁量に委ねられているものの、実際には継続的に支払われていることから、企業はこれらの金融商品を負債性金融商品と同様に取り扱い、リスク管理の対象としている。この点、我々の法域又は地域の関係者からは、RMA 公開草案で提案されている資本に分類される金融商品に関する代替的な取扱いが十分な解決策となっていないと懸念する意見が聞かれていることから、この点について再検討してはどうか。

(26)我々の地域では、金利が高い環境において、資本の金利改定プロファイルの設定が正味金利改定リスク・エクスポージャーに大きな影響を及ぼすため、資本のモデル化が特に重要な論点となっている。

(27)我々の地域の銀行からは、ポートフォリオの金利改定時期を計画する際に将来予想マージンを考慮しており、リスク管理上も将来予想マージンを含めていることから、RMAモデルにおいても将来予想マージンを基礎ポートフォリオに含めるべきとの意見が聞かれている。また、将来利益の認識につながるとの懸念はあるものの、IFRS 第 17 号「保険契約」では、保険会社が将来のマージンに相当する契約上のサービス・マージン（以下「CSM」という。）を認識していることから、銀行についても同様の取扱いを認める余地があるとの意見が聞かれた。

正味金利改定リスク・エクスポージャー

(28)我々の法域の関係者からは、リスク管理活動を会計処理に反映するという RMA 公開草案の基本原則を維持しつつ、正味金利改定リスク・エクスポージャーのモデル化、特に将来の取引の取扱いについて更なる検討が必要であるとの意見が聞かれている。また、検討結果を踏まえ、リスク軽減目的、ベンチマーク・デリバティブの調整及びリスク軽減調整額の超過額の評価（以下「超過テスト」という。）に関する要求事項への影響を検討する必要があるとの意見が聞かれている。

金利改定期間帯ごとの集約

(29)我々の法域の銀行では、規制に従いポートフォリオの全期間を通じてリスク限度を設定している一方、RMA 公開草案では金利改定期間帯ごとのリスク軽減目的の設定が要求されているため、ヘッジ対象とヘッジ手段の間に軽微な時期のずれがある場合に、当初は同じ期間帯に属していても、時の経過により異なる期間帯に分類され、特定の期間帯でオーバーヘッジが生じる可能性があり、会計基準が企業のリスク管理活動に影響を及ぼす結果になり得ることを懸念している。（ASBJ）

(30)我々の法域の関係者からは、金利改定期間帯について、規制上は一部の期間帯でオーバーヘッジが生じても、他の期間帯で相殺される場合には規制当局との対話を通じて柔軟な取扱いが認められている一方、会計上は監査人が会計基準の要求事項に基づいて判断するため、同様の柔軟性が認められるかどうかを懸念する意見が聞かれている。こうした柔軟な取扱いは規制上広く活用されていることから、金利改定期間帯の拡大や非有効部分の取扱いの見直しなど、RMA モデルにおいても柔軟性を認める方法を検討する必要があると考える。

(31)我々の地域の関係者からは、一時的なオーバーヘッジにより純損益に認識した額が、その後にオーバーヘッジが解消しても戻し入れられないことは、リスク管理の目的を反映しない結果につながるとの懸念が聞かれている。このため、解消が見込まれる一時的なオーバーヘッジ部分については、直ちに純損益に影響させない取扱いを定めてはどうか。他方、規制当局の観点からは、オーバーヘッジの状況が継続することへの懸念があるため、両者の均衡を図る必要がある。

(32)（(31)の発言に関して）オーバーヘッジについて、規制上は一定の許容範囲が認められているものの、RMA モデルはリスク軽減を目的としているため、その取扱いを慎重に検討する必要があると考えている。また、日次でリスク管理を行う銀行では、金利変動により生じたオーバーヘッジが翌日に解消されるとの説明があったが、将来の金利変動は予測できないため、オーバーヘッジが解消されると考える根拠を確認したい。（IASB 理事）

(33)我々の地域では、規制上要求される経済価値及び純金利収益の指標を用いてリスク管理を行う銀行において、金利改定期間帯の設定が実務上の課題となっている。

ベンチマーク・デリバティブ

(34)我々の法域では、ベンチマーク・デリバティブの構築方法及び算定基礎が引き続き論点となっている。

超過テスト

(35)我々の法域の関係者からは、超過テストについて、基礎ポートフォリオの変動は、ベンチマーク・デリバティブの定期的な見直し及び「低い方」テストに反映されると考えられるため、超過テストを別途実施する必要性について疑問が示されている。

(36)我々の地域の関係者からは、「予想外の変動」の定義や意味合いが明確でないため、解釈によっては超過テストを頻繁に行うこととなり、相当の時間及び労力を要することを懸念する意見が聞かれている。

グループ内取引

(37)我々の法域の関係者からは、連結上、グループ内取引に係る残高を消去したうえでRMA モデルを再構築することは、企業の実際のリスク管理活動との乖離を生じさせるとの懸念が示されている。このため、グループ内取引に対応する外部取引がグループ内の他の企業に存在する場合には、企業のリスク管理活動の経済実態をより適切に反映す

るため、グループ内取引に係る残高を RMA モデルに含めることを認めてはどうか。

(38)我々の地域の関係者からは、リスク・エクスポージャーが発生した企業とは異なる企業においてポートフォリオのリスク管理を行っている場合に、RMA モデルが十分に機能しない可能性があるとの意見が聞かれている。このようなグループ内取引に関する実務上の課題については、IASB が今後検討する論点に含まれていると理解している。

経過措置

(39)我々の地域における規制上要求される経済価値及び純金利収益の指標を用いてリスク管理を行う銀行では、移行時におけるベンチマーク・デリバティブの構築が最も実務上の負担が大きいと考えている。

保険契約を発行する企業に関する事項

(40)我々の地域の保険会社からは、CSM の測定において当初の割引率（locked-in rate）を使用することとされているため、RMA モデルの要求事項との整合を図ることが難しく、保険会社への適用は困難であるとの意見が聞かれている。

その他

(41)我々の地域の関係者からは、外貨建ポートフォリオについては為替リスクと金利リスクを一体で管理しており、RMA モデルを適用するために両者を分離することが困難であるとの意見が聞かれている。

(42)我々の法域では、RMA モデルの任意の適用中止が論点となっている。

(43)我々の地域の関係者からは、特定のポートフォリオを対象とした検証を行うためのシステム構築に多大な労力を要しており、企業全体に導入する場合には相当のコストが生じるとの懸念が聞かれている。ただし、RMA モデルが確定する前にコストを現実的に見積もることは困難である。

（その他の事項）

再公開草案の必要性に関する事項

(44)フィールドワークは RMA 公開草案に基づいて実施されているが、認識及び測定に関する大幅な変更が必要となる可能性があることに加え、重要な論点に検討が集中した結果、細部の論点が見落とされている可能性がある。基準の最終化までの期間と品質のバランスを考慮しつつ、修正後の要求事項の文案を示して追加的なフィールドワーク

を実施することが望ましい。特に大幅な変更が求められている部分については再公開草案の公表が必要になると考える。

(45)RMA 公開草案の大幅な修正や再公開草案が行われるとの期待があると、フィールドワークへの取組みを弱める可能性がある。新たな提案が出ることを前提とせず、現在示されている提案に基づいて検討し、コメントするように進めている。

(46)我々の法域の関係者は、RMA 公開草案に基づいてフィールドワークを実施しているため、RMA 公開草案の今後の変更の可能性を懸念している。

(47)IASB は、提案内容を変更した場合にも幅広い法域でアウトリーチを実施していることから、再公開草案によって IASB の結論に影響を及ぼす新たな情報が得られるかどうかを判断する必要があると考える。また、再公開草案の公表には多くの時間を要するため、再公開草案の要否に関する判断の根拠について、IASB がより透明性の高い議論を行うことが重要と考える。(IASB Mezon-Hutter 副議長)

(48)((47)の発言に関して)我々の地域では、RMA モデルに大幅な変更が見込まれることから、再公開草案の公表は不可欠であると考えている。銀行も修正後のモデルについて再度フィールドテストを実施する意向を示しているため、IASB における再公開の要否の判断に際して考慮していただきたい。

その他

(49)我々の法域では、金利リスク、商品価格リスク及び為替リスクを含む幅広いリスクに係るヘッジ会計の見直しを検討するリサーチ・プロジェクトを開始しており、現在は初期的な調査段階にあることから、IASB の検討から得られる知見も参考にしたい。

VIII. 暗号通貨の会計処理

議題の概要

24. 本セッションでは、以下の経験に関する共有が行われた。

(1) メキシコ会計基準における暗号通貨に関する会計基準開発（CINIF[4]）

① 暗号通貨の特徴と定義

② 既存の資産（現金同等物、金融商品、無形資産、棚卸資産）に該当するか

③ 暗号通貨の資産性

④ 暗号通貨の認識、測定並びに表示及び開示

⑤ マイニングに係る費用及び報酬の取扱い

(2) 米国会計基準における暗号資産に関する会計基準開発（FASB）

① 暗号資産に関する利害関係者からのフィードバック

② 現金同等物に該当するか

③ 暗号資産の移転の会計処理

(3) 日本基準における暗号資産に関する会計基準開発（ASBJ）

① 暗号資産の保有者の会計処理

② 電子記録移転有価証券表示権利等の発行者及び保有者の会計処理

③ 特定の電子決済手段の発行者及び保有者の会計処理

25. 本セッションでは、ASAF メンバーに対する具体的な質問事項は設けられておらず、各基準設定主体の説明に基づいて議論が行われた。

ASAF 会議での議論の概要

26. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

（メキシコ会計基準における暗号通貨に関する会計基準開発）

[4] メキシコ財務報告基準委員会

暗号通貨は既存の資産に該当するか

(1) 暗号通貨を無形資産に含めないという判断は IASB の基準開発においても参考になると考える。暗号通貨を無形資産に含めないことで、無形資産に適用可能な単一の原則を開発できる可能性がある。

マイニング費用の取扱い

(2) マイニングに使用するソフトウェアはマイニング費用と同様に費用計上されるのか。

(3) ((2)の発言に関して) 投資の成果が得られない可能性を考慮し、現時点では、マイニング費用の全額を費用として処理することとしている。

(4) 暗号通貨について、価値の保蔵又は投資目的で保有する場合と、マイニング等の事業活動として行う場合を区別して考えるアプローチに共感する。長期間にわたり価値を創出するプロジェクト (鉱業、医薬品など) には多くの共通点があるが、現在の会計処理には一貫性がない。当該アプローチは、長期的なプロジェクトの取扱いを検討する上で有益と考える。

活発な市場がない暗号通貨の評価

(5) 活発な市場がない暗号通貨についても公正価値で測定することとした上で、当該公正価値をゼロとみなすという取扱いは、当該暗号通貨を原資産とするデリバティブが公正価値で測定されることと整合性を保ちつつ、測定額をゼロとする賢い方法である。(IASB 理事)

評価差額のその他の包括利益への計上

(6) 公開草案に対して、暗号通貨の評価差額をその他の包括利益として処理する要望はあったか。(IASB スタッフ)

(7) ((6)の発言に関して) 強い要望はなかった。

ステーブルコインの検討

(8) ステーブルコインについて他の暗号通貨と異なる会計処理を求める要請はあるか。(IASB スタッフ)

(9) ((8)の発言に関して) 現時点ではステーブルコインについては取り扱っていない。

基準開発による影響

(10)会計基準の開発により、暗号資産の取引量に変化はあったか。(IASB 理事)

(11)((10)の発言に関して)暗号資産の取引量に顕著な変化は見られなかった。

(米国会計基準における暗号資産に関する会計基準開発)

現金同等物に関する設例の追加

(12)特定の暗号資産が現金同等物に該当するかについて、設例を追加することなく、既存の要求事項に基づいて結論を導くことはできないのか。

(13)((12)の発言に関して)現金同等物の定義の暗号資産への適用について多様性が生じている。適用指針に設例を追加することにより、現金同等物の定義を変更することなく、現金同等物に該当するには高いハードルが存在することを示すことができると考えている。

(14)我々の法域における会計基準では、欧州の暗号資産市場規制における法定通貨で裏付けられたステーブルコインを現金同等物として取り扱うという厳格なアプローチを採用しており、共有された内容との共通点が見られる。

暗号資産の移転の会計処理

(15)暗号資産の移転の会計処理にあたり、収益認識基準における支配のガイダンスを参照するガイダンスを追加するとしているが、当該ガイダンスは暗号資産の移転のみに適用されるのか。(IASB 理事)

(16)((15)の発言に関して)暗号資産の移転のみに適用することを意図している。

(17)流動性プールの取扱いについて、検討する予定はあるか。(IASB 理事)

(18)((17)の発言に関して)現時点では具体的な指針はないが、暗号資産の消滅の認識に関する検討の一環として今後検討する予定である。

基準開発による影響

(19)会計基準の開発により、暗号資産の取引量に変化はあったか。(IASB 理事)

(20)((19)の発言に関して)把握している限りにおいて、会計基準の開発が暗号資産の取引量増加につながったというデータはない。今後学術的な研究が盛んに行われると思

われる。

（日本基準における暗号資産に関する会計基準開発）

マイニング費用の取扱い

(21)マイニングに使用するソフトウェアは費用計上されるのか、あるいは無形資産として計上されるのか。

(22)（(21)の発言に関して）特定の会計基準はなく、ソフトウェアに関する指針に従うことになると考える。(ASBJ)

暗号資産の測定

(23)活発な市場が存在しない暗号資産の測定モデルは、どの程度利用されているのか。

(24)（(23)の発言に関して）我々が開発する会計基準は主に上場企業を対象としており、上場企業は通常、この種類の取引を行わない。また、非上場企業は情報が開示されていない。したがって、当該測定モデルがどの程度利用されているかを正確に把握することはできない。(ASBJ)

新しい種類の暗号資産取引

(25)日本において暗号資産のステーキングやラッピングの取扱いは論点となっているか。

(26)（(25)の発言に関して）現時点では重大な論点となっているという情報はない。(ASBJ)

(27)ステーキングやラッピングに関する質問があまりないのはステーキングやラッピングが一般的ではないためか、それとも既存の基準で対応可能であるためか。

(28)（(27)の発言に関して）取引量が少ないため重要ではない可能性や重要であっても当事者が適切な解決策を見出している可能性が考えられるが確信は持てない。(ASBJ)

基準開発による影響

(29)会計基準の開発により、暗号資産の取引量に変化はあったか。(IASB 理事)

(30)（(29)の発言に関して）ステーブルコインについては、取引開始にあたり会計上の影響を確認する必要があるため、会計基準の開発は関連する企業にとって有益であったと考える。(ASBJ)

IX. IASB テクニカル・アップデートと次回 ASAF 会議の議題

議題の概要

27. 本セッションでは、IASB のプロジェクトの近況報告と、2026 年 11 月 30 日及び 12 月 1 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。

28. AP においては、2026 年 11 月 30 日及び 12 月 1 日に開催予定の ASAF 会議の議題として以下が提案されている。

(1) IFRS 第 9 号の適用後レビュー ― ヘッジ会計

(2) 資本の特徴を有する金融商品

(3) 無形資産

(4) キャッシュ・フロー計算書及び関連事項

(5) 持分法

(6) 企業結合 ― 開示、のれん及び減損[暫定的]

ASAF 会議での議論の概要

29. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

(1) AP では次回の ASAF 会議で予定している議題のうち「企業結合 ― 開示、のれん及び減損」に[暫定的]と記載しているが、この表記を削除する方向で検討している。(IASB スタッフ)

(2) IAS 第 12 号「法人所得税」(以下「IAS 第 12 号」という。) が適用される税金費用又は税金収益ではない税金又はその他の費用の表示については 120 日間のコメント期間で 2026 年 12 月に公開草案を公表予定であり、2027 年 3 月の ASAF 会議で議論する予定である。また、第 4 次アジェンダ協議に先立ち、作業計画に追加する潜在的なプロジェクトを年内に検討し、IASB に決定を求める予定である。アジェンダ協議についても年内に検討を始めたいが、具体的なスケジュールについてはまだ明言できない。(IASB スタッフ)

(3) IAS 第 12 号が適用される税金費用又は税金収益ではない税金又はその他の費用の表示について、12 月に公開草案が公表される場合、コメント期間は繁忙期に該当するため、利害関係者の準備のためにも対象範囲に含まれる可能性のあるものを明確に把

握しておきたい。

(4) ((3)の発言に関して) IASB Update に記載されたスタッフの文書には今後の方向性や公開草案に記載されることが非常に明確に示されている。すべての決定が正確に反映されているかどうか、また、その他の決定がそれぞれの地域にどのような影響を与えることになるかが問題となると考えられるため、フィードバックを求めたい。(IASBスタッフ)

(5) ASAF 会議の議題として、我々の地域では財務報告とサステナビリティ報告の開示との間のコネクティビティとイスラム金融について検討してほしいという意向が示されている。

(6) IFRS 第 9 号及びヘッジ会計について議論する際には、リスク軽減会計についても合わせて議論していただきたい。

以　上